



「クレーンの運転の業務に係る特別教育」の開催について

労働安全衛生規則第36条第15号イに定める「つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務に係る特別教育」(クレーン取扱い業務等特別教育規程第1条)を下記により行ないますので、ご案内いたします。

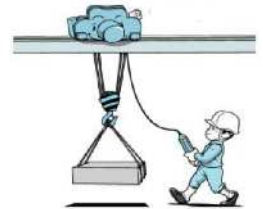
尚、学科および実技教育修了者には「クレーンの運転の業務に係る特別教育修了証」を交付いたします。

(注)・つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転は別途「技能講習」の受講が必要です。

・本特別教育は小型移動式クレーンには該当しませんのでご注意ください。

記

- 1. 日 時 令和6年12月24日(火) 9:15~19:45
- 2. 場 所 青色会館 5階 会議室 (小田原市本町2-3-24)
- 3. 講習内容 1)クレーンに関する知識 2)原動機および電気に関する知識  
3)クレーンの運転に必要な力学に関する知識 4)関係法令  
(当日は学科教育のみ)



※実技教育については、各事業場で実施(教育担当者は今までに修了証を取得された方)し、実技修了証明書を令和7年1月24日(金)までに郵送で提出して頂きます。  
(事務所持参も可) 詳細は学科教育当日に説明いたします。

- 4. 受講資格 満18才以上
- 5. 会 費 **【会員】 10,940円** (受講料 8,130円、テキスト代2,010円、弁当代800円含む)  
**【一般】 13,940円** (受講料11,130円、テキスト代2,010円、弁当代800円含む)  
※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。
- 6. 定 員 30名 (定員になり次第締切ります)
- 7. 申込方法 小田原支部HPからのNET申込み、または、申込書でのFAX申込み
- 8. 申込期限 **12月13日(金)まで**
- 9. 申込取消 **12月18日(水)まで** それ以降は受講料の返金はできませんので、ご了承下さい。

※ 当教育及び修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。

\*\*\*\*\*

「クレーンの運転の業務に係る特別教育」申込書 (令和6年12月24日)

会員番号		事業場名	
〒		所在地	
担当者名		TEL	FAX

※	氏名	生年月日	※	氏名	生年月日
	フリガナ	西暦 年 月 日		フリガナ	西暦 年 月 日
	フリガナ	西暦 年 月 日		フリガナ	西暦 年 月 日

【会員受講料】 10,940円/人	【一般受講料】 13,940円/人	受講料 振込予定日	月 日頃
【申込者数】 名	【受講料振込額】 円		
【振込先】 横浜銀行 / 小田原支店 普通 0056462		【名義】 神奈川労務安全衛生協会小田原支部	

<申込先/FAX:0465-24-5820>